

平成28年度国民健康保険税 算定明細の見方

納税通知書の3枚目が算定明細になっています。

申告書の総所得の金額になります。

軽減判定所得ではマイナス所得はゼロになります。
 この世帯の場合軽減判定所得が122万円です。
 $2割軽減の基準33万円 + (48万円 \times 被保険者数2人) = 129万円$
 以下になりますので2割軽減に該当します。
 軽減判定は4月1日現在の世帯主と加入者で判定されます。

総所得から33万円の基礎控除を差し引いた金額が所得割の算定基礎になります。世帯員それぞれから33万円を差し引きますがマイナスの場合はゼロになります。

世帯構成、条件等（年齢は1月1日時点）

続柄	年齢	加入期間	収入			所得額	軽減判定所得	所得割算定基礎
			給与	年金	営業・農業等			
世帯主	45	12ヶ月	2,000,000円	0円	0円	1,220,000円	1,220,000円	890,000円
妻	39	12ヶ月	0円	0円	500,000円	▲300,000円	0円	0円
計						920,000円	1,220,000円	890,000円

※妻は7月から介護2号被保険者該当

納税通知書の3枚目

平成28年度 国民健康保険税の算定明細

		医療分		支援金分		介護分			
区分	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	課税標準額	税額		
所得割	890,000円	8.90%	79,210円	890,000円	3.00%	26,700円	890,000円	21,360円	
均等割額	2人	24,000円	48,000円	2人	10,000円	20,000円	2人	9,000円	
平等割額			23,000円			8,000円		4,000円	
合計(A)			150,210円			54,700円		43,360円	
軽減額	軽減区分	2割軽減		軽減区分	2割軽減		軽減区分	2割軽減	
	均等割額		9,600円	均等割額		4,000円	均等割額		3,600円
	平等割額		4,600円	平等割額		1,600円	平等割額		800円
軽減額計(B)			14,200円	軽減額計(B)		5,600円	軽減額計(B)		4,400円
限度超過額(C)			0円			0円			0円
増減調整額(D)			0円			0円			▲1,800円
条例減免額(E)			0円			0円			0円
減免額(F)			0円			0円			0円
年税額(一般・退職合計) (A-B-C+D-E-F)	①		136,000円	②		49,100円	③		37,100円
年税額 (①+②+③)									222,200円

妻が7月で40歳になり介護保険料がかかります。64歳まで国保と一緒に納めます。
 今年は7月からですので、3カ月分をここで差し引いて調整します。
 $均等割額9,000円 - (2割軽減1,800円) \div 12ヶ月 \times 3ヶ月 = 1,800円$

軽減されるのは、均等割額と平等割額のみです。
 2割軽減ですので20%が軽減額になります。